

米国大学における 技術流出防止マネジメントについて

国立大学法人 東京医科歯科大学
研究・産学連携推進機構
飯田香緒里

大学が営業秘密を巡り係争に関与した事案【米国】

Former Research Fellows Charged with Theft of Trade Secrets from Harvard Medical School
(June 19, 2002)

ハーバード大学において遺伝子研究に取り組む研究者2名は、ある医薬品開発に有用な2つの遺伝子を2つ発見し、同大学から特許出願を行った。しかしながら、実際には、研究者らは、2つの遺伝子と同等以上の価値が存する7つの遺伝子を発見していたが、大学に秘匿していた。

さらに、同研究者は、テキサス大学への転職が決まっており、大量の研究マテリアル等を無断で持ち出し、テキサス大学へ送付するとともに日本の生化学企業への送付していたことから、7つの遺伝子等を営業秘密と捉え、FBIが逮捕した事件である。本事例は最終的には司法取引により解決。

Univ. of Pittsburgh v. Townsend, 2007 U.S. Dist. LEXIS 24620 (E.D. Tenn., Mar. 30, 2007)

原告：大学 被告：研究者

ピッツバーグ大学に所属する研究者2名が、大学における研究成果は大学に帰属するという契約に違反し、大学に無断で個人として行った特許出願について、不法行為法の横領行為に当たるとして起訴された事件。

同大学は、特許出願に関わる技術・ノウハウ等の営業秘密含む知的財産は、大学に帰属すると主張した。

しかしながら、この研究者は同大学に所属する前に、民間企業と雇用関係にあり、同企業との間でコンサルタント業務契約を締結し、当該業務に関わる発明等は全て同企業に帰属する旨約束していた。この点について、同大学は、企業との雇用関係の事実については認識しつつも、研究者へ契約書の写しの提出を求めることなく、また内容の確認等も行わずにいた。

最終的に裁判所は、同研究者を巡る契約関係は企業との関係が先にあることを理由に、大学の訴えを退けた。

調査方法

平成23年度 科学研究費助成事業 挑戦的萌芽研究

「大学の知の社会還元を見据えた大学の秘密情報保護施策構築と国際標準への取組み」の一環で、米国大学における情報管理体制について調査を実施。（調査期間2012年9月～12月）

調査方法Ⅰ

米国大学の顧問である米国弁護士に対するインタビュー

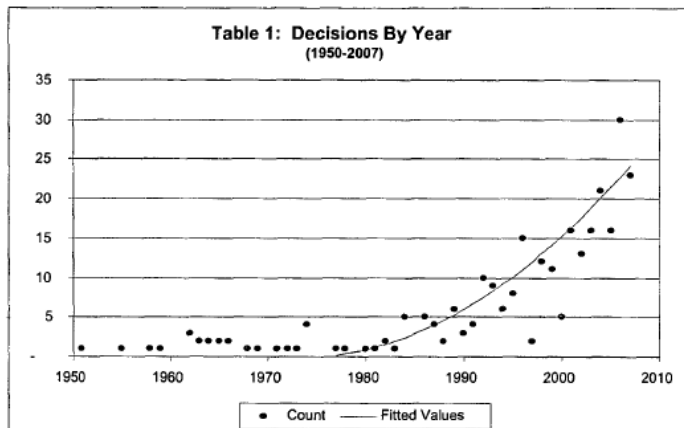
「米国大学の営業秘密管理の方策について調査」

調査方法Ⅱ

営業秘密管理に関する21米国大学の契約書雛形をレビュー（公開中の電子データを対象）

「営業秘密管理としてどのような契約条項を整備しているか」

University of California San Francisco, Columbia University, Duke University, Georgetown University, University of Illinois, The University of Georgia, Howard University, Iowa State University, Marquette University, Harvard University, The University of Kentucky, The University of New England, The University of New Orleans, Northeastern University, Northwestern University, San Jose State University, Utah State University, Stanford University, Miami University, St. John's University, St. Lawrence University,



出典：David S. Almeling et al. 連邦裁判所におけるトレードシークレット 訴訟の統計分析45 Gonz. L. Rev. 291, 301 (2009/10)

調査結果 I

米国の営業秘密管理の方策

～米国の顧問である米国弁護士に対するインタビュー結果より～

【人的管理】

(1) 営業秘密に関するポリシー（規則等）の整備

(2) 契約による管理

①契約当事者：大学 × 研究者・職員・学生・ボランティア 等

②契約時期：一般的に雇用時に署名を求める事が多い

※契約を雇用の条件とする機関も

③契約書雛形の準備

(3) その他

①雇用時・離職時のインタビュー：情報の持込・持出状況及び異動先の確認（教育目的も）

②教育・契約：ハンドブック OR 研修 ※義務の明確化（USB・ノートパソコンの取扱い等）

③電子デバイスに関する規制

※PCのダウンロードやe-mail履歴を確認するプロジェクトも存在

【物的管理】

(1) 研究室・オフィスへのセキュリティシステムの導入

(2) PC・ファイル等へのパスワード設定の義務化（分野・教室単位）

(2) 研究成果公表（情報公開）に関する審査委員会システムを構築

調査結果Ⅱ

営業秘密管理契約の主な条項【雇用時】 (Confidentiality Agreement)

(1) 営業秘密として管理する範囲の特定

- ①大学において創出された非公知の各種技術情報、データ、知見
- ②外部機関との連携から生じる情報
- ③財務情報・人事情報
- ④患者情報（バイオリソースに関連した情報含む）

(2) 守秘義務

eg;Harvard 業務上の理由がない限り、雇用期間中及びその後において、大学から書面による承諾がない限り、業務上知り得た機密情報を直接的又は間接的に使用、出版、配布又はその他の方法で開示しない。

(3) 通報の義務

他の職員が守秘義務に違反した場合、大学に通報する義務。

(4) 異動に関する通知義務

趣旨：異動を制限するのではなく、通知義務を課す事で秘匿義務を再認識させる効果を期待。

(5) アクセス制限

業務上必要最小限の範囲のみのアクセス (need-to-know basis)